

H20・5・27

『障害者就労支援強化策』

公募委員

大八木 直三郎

以前、東京労働局より障害者雇用促進アドバイザーとして委嘱され、ハローワークに於いて、企業訪問により障害者法定雇用率（従業員56人以上の企業にとっては1・8%）のアップに尽力してきました。

実際に、企業訪問では、視覚に問題のある方でもコンピューターを操作して事務作業をしていたり、知的障害者の方がパンづくり、菓子づくりに専念したり、顧客の応対をしている姿から推察して、障害者にとっての生きがいは、適正と能力に応じた職業に就く事で社会人の一員として充実した生活を過ごせる。

しかしながら、現状は養護学校卒業者の大半が福祉施設に入所し、施設の中で就労できるのはわずか1～2%程度と聞いており、ある障害者福祉計画策定のための実態調査でもハローワークの利用状況は、利用したことがない割合は50%を超えている。様々な要因が考えられるが驚きはかくせない。

就労するには、就労場所への移動手段、住居問題は避けられないが、障害者自立支援法の柱として就労支援の抜本的強化を図ることが不可欠な課題であり、「障害のある人もない人も共に働き、共に生きる社会をめざす」共働宣言を実現するためにも、就労支援強化策を提言する。

就労支援には、就労のための必要な職能評価、情報提供を行うことにより、就労促進を図るべきで、安定した就労支援事業を展開すべきと思う。

具体的には

- (1) 雇用情報の提供及び相談、助言
- (2) 職能評価に基づく就労援助
- (3) 就労後の職場定着のための援助

で、授産と就労支援の2つの機能を備えた事業とする。

現状では、これらに類似した事業には「障害者就労援助事業団」があるが、提言の一つの特性として、授産作業〔例、名刺づくり、クリーニング等〕を充実させ、この授産作業を通して、職能評価は勿論のこと、社会生活のアップを身につけ、適正な雇用促進を推進し、就労後は3者〔本人、事業主、支援事業者〕による定期的な話し合いで、職場定着の徹底を図る。

ある障害者からの声として

「障害がある私は、療育や学校生活の中でははらはら・どきどきの日々を過ごしていました。そして就労に向かおうとするときはもっと『とまどい』『ためらい』を感じます。

『今からでも早くはない、今でも遅くはない』をモットーに、理解ある支援者や適切な制度と出会うことによって果敢にそれを乗り越えたいと思っています」

福祉（厚生）と雇用（労働）とが結びついた時に、初めて障害者の夢が実現し、目標が叶える。夢や目標を叶える『障害者就労強化策』の就労支援事業を提言する。

以上